

「新・移転価格税制」への戦略的対策 ～「OECD移転価格ガイドライン」により 海外子会社の収益は本社一括管理へ～

セッション 1

「新・移転価格税制」が全世界の納税者へ与える影響

Deloitte Tax LLP Transfer Pricing Tax アラン・シャビーロ氏



14年9月までに、国ごとの所得や納税額などのグローバルな配分を文書化して、透明性を確保することが要求されている。ただし、これはOECDのメンバー全員のコンセンサスが取れたものではない。米英の政府高官は、今後変更される可能性に言及しており、草案の位置づけだ。

また、移転価格の文書化の流れは変わらず、企業活動に大きな影響を与えるのは確かだ。草案によれば、文書化の目的は「税務当局による十分な情報に基づく移転価格リスク評価」「納税者による移転価格規定の適切な検討」「税務当局による適切な移転価格調査の実施に不可欠な情報の入手」の3点だ。仮にこれが厳格に実施されると、企業の負担はあまりにも大きい。

これまで以上に大きい本社の役割

これまで以上に大きい本社の役割。さまざまな問題点があるが、明確なのは本社の役割がこれまで以上に大きくなることだ。移転価格に関する情報、マスターファイルを整備するなどの情報を持つのは本社だけになる。同時に、本社は自国や第三国の税務当局に対し、一貫した事実をもって説明することが求められる。例えば利益配分では、なぜある国に多く配分されているのか。また技術やマーケティングなどの無形資産は、なぜそれが創出された国ではなく、別の国の収益となっているのか。これらを正当化する必要がある。強い圧力が加わってくる。透明性を確保すべきなのは当然にしても、今後移転価格を巡って税務当局との間でさまざまな紛争が増えるのは避けられない。速やかな解決に向け、企業はより高度な移転価格のメカニズムを構築していく必要がある。

セッション 2

「新しい文書化規定」による日系企業特有の課題と実務的対応策

税理士法人トーマツ 移転価格サービスナショナルリーダー パートナー マイケル・タバート氏



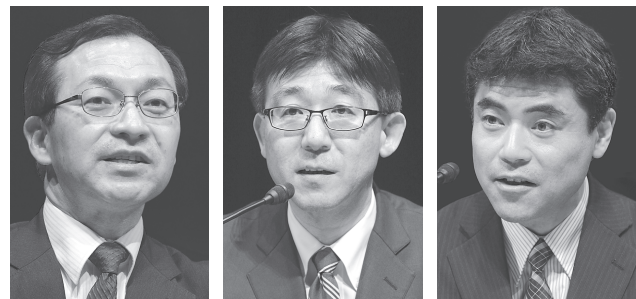
英語で作成されたマスターファイルには、多国籍企業の「組織ストラクチャー」「事業説明」「無形資産」「グループ内金融活動」「財務・納税状況」「国別報告書」の5項目が必要となる。ローカル言語で作成されたローカルファイルには、対象事業体「関連者取引」「財務情報」の3項目を記述する。今後の議論によって項目が減る可能性もあるが、現時点ではこれらが列挙されている。新しい文書化規定によって大きく変わるの

「文書化」は日本企業に影響大

「文書化」は日本企業に影響大。現地の税務当局が自国に限らず多国籍企業の本社や第三国の情報も閲覧できるようにする点だ。こうした動きに対し、企業負担の増加を理由に世界でもっとも反対しているのが、日本の産業界だ。例えば、国別報告書には海外の各国ごとの収入などを記載する必要があり、税務当局にも国ごとの差異が容易に把握される。全子会社の総収入と税引き前利益が開示される結果、同じ機能を持つ子会社にもかわらず、国によって利益水準はらつきがあり合理的な説明ができないと、税務調査の対象になる恐れがある。

パネルディスカッション

待ったなし! 「新しい文書化規定」 どうする日系企業



伏見氏 前田氏 古田氏

事務・コスト負担はあまりにも膨大。伏見 税務情報の透明化と各国税務当局の共有化の動きについて、3点指摘しておきたい。①脱税情報に関する各国間のネットワークがいわゆるタックスヘイブン(租税回避地)とされていた地域を含め急速に拡大している②米国FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)の動きが世界に広がり、金融情報の透明化・共有化が進んでいる③今回の企業情報の税務分野での透明化・共有化の動きは、欧米系企業は、文書化規定への率直な感想を伺いたい。

古田 日系企業は多くは世界でも1、2を争う高い法人税を負担している。高度なシステムでBEPsを成立させている企業は少ないはずで、とばかりを受けた印象がある。そもそも全ての情報を完璧に準備するのは現実的ではない。形式的な数値情報により誤った評価がなされるリスクもある。日系の業界団体がすでに提案しているように、必要な情報を必要に応じて提出するプロセスを設けるべきだ。また合併などの事業形態の場合、パートナーに極秘情報が漏れる懸念もある。情報交換は政府間で実施することも検討すべきだ。

前田 同感だ。全世界の多くの企業に税務情報を開示させることが適切なのか、情報が正しく利用され機密性が守られるのか、疑問がある。課税制度の共通の枠組みをつくること自体は有意義な試みだが、過度な対応を強いるのは生産的ではない。労力と費用対効果のバランスが重要な点だ。

伏見 今回の流れはまさに「待ったなし」と言える。企業は、移転価格対応に真剣に取り組む必要がある。同時に、アジアを中心に新興国の課税強化の動きが、今回の動きとさらに活発化すること予想される。新興国に関連企業を持つ企業は、この点も留意する必要があるだろう。

近年、多国籍企業の巧みな税務スキームによる租税回避行為が表面化している。経済協力開発機構(OECD)租税委員会では、租税回避行為を防止するための国際課税ルールの整備を急いでいる。日系グローバル企業が取り組むべき課題と戦略的な対策はどのようなものか。3月に開催された日経産業新聞フォーラム「『新・移転価格税制』への戦略的対策」(主催・日本経済新聞社、協賛・税理士法人トーマツ)をまとめた。

基調講演

早稲田大学大学院会計研究科教授 青山慶二氏



BEPs(税源浸食と利益移転)と移転価格

現在、OECDで「税源浸食と利益移転」(BEPs)に関するプロジェクトが全面展開されている。BEPsとは、多国籍企業が経済活動を行っている国で、国際課税を指す。こうした行為が可能になるのは、国際課税原則の多くが1920年代に構築され、現代の税務当局のリスク評価に必要であるとの認識から、開示のコンセンサスが得られている。国ごとの社員数を開示すると、税務当局から社員数に応じて当国にも利益配分せよと主張される可能性があり、追加情報の開示には懸念が付きまとう。

急速に広がるBEPsへの対応

急速に広がるBEPsへの対応。X社は高税率のA国で、実質的な経済活動を行っていない。X社に対し、低税率のB国のY社が資金を提供し、同じく低税率のC国のZ社が原材料を提供している。この場合、BEPs行動計画の全15項目のうち、4項目は、移転価格税制の整備に言及しており、移転価格税制を過大に計上する、移転価格の観点から問題が大きい。それ

Panellist 東芝財務部長付(公益社団法人 日本租税研究協会事業部長) ...古田 洋氏 住友商事主計部 税務チームリーダー ...前田 昭夫氏 Deloitte Tax LLP Transfer Pricing Tax.....アラン・シャビーロ氏 税理士法人トーマツ 移転価格サービスナショナルリーダー パートナー.....マイケル・タバート氏

コーディネーター 日本大学経済学部 教授 日本大学大学院 経済研究科 教授.....伏見 俊行氏

1月に公表されたドラフトを見る限り、相当な事務・コスト負担になる。各国当局が業界の特殊性などを考慮せずに、数字だけを見て誤った認識をもつと、裁判、協議が増え、さらなる事務負担となる。

前田 国別報告書には、外国関連者の財務情報を明記されているが、日系企業にとってはどのようなスキームで税額を軽減しているか理解できないが、会計上の関連会社となれば、当社は国内外800社に及ぶ。800社に今回の行動計画を説明し、質問に答えるからデータ集計などを実施するには相当な努力を要する。要求されているデータの管轄部署が多岐にわたる。単に入手できない事情もある。今後ルールが改定されるだろうが、世界全体で歩調を合わせ、実現可能なスケジュールになることを期待している。

タバート 日系の多国籍企業にとっては、前代未聞の大きな作業になりそうだが、組織的な改編や新たなシステム導入が必要になるケースもある。シャビーロ 文書化システムを構築するタイミングは重要だが、OECDの動きは単なる作成・管理による国別報告書の提出を求められるのは確かだ。本社主導による積極的な対応が非常に重要になる。今後はOECDからは、有識者や企業から集めたコメントを反映させた、文書化および国別報告書に関するレポートの最終版が発表される予定だ。その発表を受け、各国の税務当局は何かのアクションを起こすと思われる。

シャビーロ 日本企業は文書化問題だけではなく、基本ルールや移転価格のコンセンサスが今後どのように変化し、それが自社にどのような影響を与えるかを見極める必要がある。グローバル市場では、本質的な変化が起こっているとの認識すべきだ。新興市場で台頭している追加的な税金というアイデアに対し、OECDは極端な意見を抑えることとしているが、15年ごろには利益配分(プロフィットスプリット)の議論も始まるだろう。